3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村坂宇場字横平七〇、七一、七二の一、七二の二、設楽町西納庫字滝ノ沢一の二八・一の四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の三四、一の三五、一の四六、字大林二〇（次の図に示す部分に限る。）、八橋字風越一の五、一の六、一の六九

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村上黒川字ウト場一二の二、字伊香二一の二、二五の一から二五の三まで、二八の一（次の図に示す部分に限る。）、二八の二、坂宇場字沓掛一八、一八の五、一八の六、字萩太郎九の三、東栄町大字振草字古戸大多平一九の一、一九の二、二〇の一、設楽町津具字老平一三、一四、字冬ケ洞一の一、一の九、一の一〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町八橋字大野二の九九、二の一〇〇、二の一三八から二の一四三まで、二の一四六、二の一四八から二の一六〇まで、二の一六二、二の一六四、二の一六五、二の一六八から二の一七三まで、二の一八〇、二の一八二から二の一九〇まで、東納庫字大野山二の一六〇、二の一六一から二の一六三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、津具字大畑二四の三、二四の一七から二四の一九まで、字飯篠島一の二三、字本沢七の四六、七の六四、七の一〇九、七の三二五、字高笹三の二、字泥沢二二の四〇（次の図に示す部分に限る。）、字半野木島一一の一・一一の三・一一の一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、荒尾字根古谷六の二、字和出貝津一五、字向野々瀬二三、清崎字狐洞二〇から二二まで、字野々瀬一の七から一の一三まで、一の二六から一の二八まで、二の一、字鞍見平一の二、二、三、字栗出一の二〇、一の二一、一の二四、三都橋字久保貝津一の一一（国有林）、一の一、一の三、二の一、二の二、三の三、三の四、四、字観野路一の一、田峯字手籠前五三の二、五三の五、字森脇一二、一六の一、一六の二、一七の一、一七の三、一九の一、字上竹葉根一三の二、一四、字赤石四一から四四まで、四六、字大滝二五の一、二五の三、豊邦字段戸山一の七一二、一の七一五、一の七二九、一の七二二、東栄町大字川角字梨野七の一（次の図に示す部分に限る。）、大字振草字上粟代池平六、七、八の四、八の七、字上粟代戸沢二、三・四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字古戸長尾八、九、一〇の二、一〇の二五、大字西薗目字土地川瀬三、七の六、豊根村三沢字大嶋一〇の八、上黒川字小荒砥二、四の一、古真立字上ノ沢三から五まで、六の一、六の二、七から九まで、一〇の一、一〇の二、一一、一二の二、字ウトウ洞七の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市御内町亀割一の四、一の六、大多賀町餅田二の一、二の二、八子一五の四三、牛地町下タ手裏六、武節町六良木三五一、三五三、三五四の一、三五四の三

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市御内町亀割一の一三・一の一四・一の二七・一の四六・一の四八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一の四九、一の五〇、前山一〇の二、一一の三、森下一の一二、一の一三、一の三五、上浦山一の一、大多賀町八子九、一四の一、一四の四、一五の四四、一五の四五、一五の四八、一五の五二、一五の五三、一五の六七、藤ケタワ一の一二、一の一三（次の図に示す部分に限る。）、稲武町ナメイリ一の一、一の三、三、ハチガクゴ三の三二、川手町ウルシゼ四五の二、四五の三、野入町木地山九六の二、九六の三、一色町井戸洞五二〇、五二二の一、桑原町黒渕五二一の二、五二一の一〇、中当町イナバ五〇二（次の図に示す部分に限る。）、黒田町萩平七四二、七四四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村富山字大沼四三の四から四三の六まで、四三の一八、四三の二〇、四三の二八、三沢字小川入二二の一、二三の一、二四の一、二四の三、二五、二六の一、東栄町大字西薗目字上山九の一、設楽町川合字島二二・三三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二五、二六、二八、二九、三三、字宇連三八の一